



宍粟市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

宍粟市高齢者福祉計画 第9期宍粟市介護保険事業計画

令和6年3月
宍粟市

第4章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)相談体制・情報提供の充実

取組方針

- 「地域共生社会」の実現に向け、健康福祉部内だけではなく、他部署との分野を超えた連携を推進し、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の強化を図ります。
- 医療機関や介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員等の関係機関からの相談や、異変に対する「気付き」を大切にし、連絡調整を行う体制の強化に努めます。
- 住民にとって身近で利用しやすい相談場所となるよう、様々な手段や機会を活用した情報発信に努めます。

主な取組

取組	内容
情報提供の充実と相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">●保健福祉サービスガイドブックや広報紙、リーフレット、しそうチャンネル、市のホームページ等の多様な媒体による情報発信を行い、多くの住民にサービスを利用してもらえるよう努めます。●かかりつけ医等の医療機関をはじめ多機関の相談支援窓口と連携し、どこからの相談であっても、適切な相談窓口につなぐような情報共有を進めます。
啓発活動等の充実	<ul style="list-style-type: none">●健康相談、健康教育、民生委員・児童委員定例会、高齢者実態把握調査訪問等の様々な機会を活用し地域包括支援センターについて周知し、高齢者の総合相談窓口として、介護に困っている方が相談でき、必要な時に必要な支援が受けられるように周知を行います。
相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none">●高齢者のみではなく、ヤングケアラー・ひきこもり、障がいのある人、生活困窮者等の多重問題世帯や処遇困難事例、権利擁護等の多様な相談や幅広い分野の相談が増加すると見込まれることから、相談対応職員の研修、勉強会等を通じて、職員のスキルの向上とともに、関係機関と連携が十分取れるような相談体制の強化を図ります。●地域包括支援センターにおいても、勉強会や研修会、事例検討会等を通じて、専門職としてのスキルアップを図ります。

取組	内容
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する相談をワンストップで受け付け、相談内容により関係部局や介護サービス事業者、民生委員・児童委員等多職種の関係機関が連携し対応できるようネットワーク強化を進め、住民が相談しやすい環境を整えます。 ●関係機関との協働や行政内部の横断的な連携による包括的支援体制づくりを強化し、障がい福祉サービスと介護サービス利用者に関する情報の共有、保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。 ●各関係機関との連携を強化するため、相互の情報交換を行うための研修や勉強会、連絡会、事例検討等の機会を活用します。 ●介護サービス事業所職員を対象に、高齢者虐待、成年後見制度等の研修を繰り返し実施します。

目標指標

指 標	現状値 (令和5年度見込み)	目標値 (令和8年度)
関係機関との連携を目的とした研修会及び連絡会の開催回数	60回	60回

(2)地域包括支援センター事業の推進

取組方針

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たしていますが、課題の多様化や多重化に伴い、関係機関等との連携を強化します。
- 地域包括支援センターが地域の拠点となるよう、人員体制の整備や効果的な運営を進めるとともに、市民に対しての一層の周知に努めます。また、サービス事業所等との関係づくりを進め、現場での異変や相談への対応支援につながるよう努めます。
- サブセンターとの連携を図りながら身近な相談窓口として迅速な対応に努めます。

主な取組

取組	内容
地域包括支援センターの効果的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステムを推進するため、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、高齢者実態把握調査員、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを配置するほか、高齢者が身近な地域で相談ができるよう、各保健福祉圏域にサブセンターを設置することで市域全体において地域包括支援センター機能を発揮する体制を整えます。 ●センターの体制を維持するための人材確保に努めるとともに、多重問題世帯の増加や多様化・複雑化する課題に対応するため、センター職員のスキルアップに努めます。
地域包括支援センターの運営方針と業務の評価	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市地域包括支援センター運営協議会において、運営方法や業務評価を行います。引き続き運営方針に基づき、地域包括支援センターの業務評価を行い、適正な運営を行います。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



宍粟市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

第4次宍粟市障がい者計画

第7期宍粟市障がい福祉計画

第3期宍粟市障がい児福祉計画

令和6年3月

宍粟市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の推進体制	6
第2章 統計データからみる市の現状	
1 人口の状況	8
2 障がい者手帳所持者の状況	9
3 アンケート調査結果の概要	11
第3章 第4次障がい者計画	
1 基本理念	20
2 計画の体系	21
3 基本目標の基本的方向	22
第4章 第7期障がい福祉計画	
1 成果目標、サービス見込量の実績	36
2 成果目標	43
3 サービスの見込量と確保策	48
第5章 第3期障がい児福祉計画	
1 成果目標、サービス見込量の実績	62
2 成果目標	64
3 サービスの見込量と確保策	66
資料編	
1 障がい者施策に関する主な法整備	68
2 宍粟市地域自立支援協議会 名簿	70
3 計画策定経過	71
4 用語集	72

<「障害」「障がい」の表記について>

「障害」の「害」の字については、ひらがな表記とするよう統一しています。ただし、国県の法令の名称やそれに規定された用語、人や人の状態を表さない場合などは、元の表記に従っています。

また、障害者や障害児など人をさす場合には、「障がいのある人」「障がいのある児童」という表現としています。

3 基本目標の基本的方向

基本目標I 差別解消へ向けた啓発・教育の推進

基本
方針

教育や社会活動などを通じ、市民の障がいへの理解を深めるとともに、障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について、周知や啓発を進めます。

社会的背景及びニーズ

- 共生する社会の実現に向けて、障がいの有無に関わらず児童が共に教育を受けることができるようインクルーシブ教育の理念を取り入れた教育が進められている。
- 障がいを理由とする差別をなくすため、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の浸透を図るとともに、日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすための理解啓発をより一層継続的に推進することが求められている。
- 障がい者施策に対する市民の関心を喚起し、地域の支え合いを担う人づくりが求められている。

(1) 就学前教育・学校教育等を通じた豊かな心の育成

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続	① 子どもの発達段階に応じた人権教育の推進	道徳性や社会性などが芽生える就学前教育の幼児期（保育所、幼稚園、認定こども園）や、知的・社会的能力が大きく発達する小・中学校期など、子どもの発達段階に応じた人権教育を行い、お互いの個性を尊重できる価値観を育みます。 また、障がいの有無の隔たりなく、児童が共に学ぶことを基本として、インクルーシブ教育の推進に向け全教職員の障がい特性等への正しい認識や、合理的配慮への理解のための取組を推進します。	○各校園所における人権教育年間指導計画の毎年の見直しをふまえた授業・保育の実践	学校教育課 こども未来課
継続	② 教職員等の指導力の向上	教職員を対象にした人権教育研修や教育研修所における自主的研修の充実などにより、教職員等の指導力の向上を図ります。	○市内教職員等を対象とした人権教育講演会の実施	学校教育課 こども未来課

継続			○市教育研修所 自主研修講座の 開催	学校教育課 こども未来課
----	--	--	--------------------------	-----------------

(2) 職場・地域社会等における障がいへの理解啓発

区分	取組（施策）	内容	主な取組	担当課
継続			○生涯学習推進協議会の活動による研修や啓発	まちづくり 推進課 各市民局まち づくり推進 課
継続	① 理解啓発事業の充実	日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、市民や自治会、PTAなどの団体を対象として、障がいへの理解を深める啓発や研修を行います。	○人権施策推進計画に基づき、障がいを理由とする差別の解消を推進 ○人権擁護委員・市民人権推進員を対象とした研修の開催 ○市民を対象とした映画会・講演会の開催 ○人権啓発冊子の発行	人権推進課
拡充			○心のバリアフリー展など、障がい者理解啓発事業の実施 ○障がい者週間や障がい者雇用支援月間における啓発活動	障がい福祉課
継続	②「手話言語条例」に基づく手話施策の推進	「手話言語条例」に基づき、市民一人ひとりが「手話」を言語として認識し、手話及び聴覚障がいへの理解が広く浸透するよう、手話施策の推進に努めます。	○手話施策推進会議の開催 ○手話施策推進方針アクションプランの推進 ○手話教室の開催 ○ろうあ協会や手話サークルと連携	障がい福祉課

第4章

第7期障がい福祉計画

2 成果目標

令和8（2026）年度までに重点的に取り組む目標

第7期障がい福祉計画に係る国的基本指針に基づき、福祉施設の入所者の地域生活への移行等を進める観点から、令和8年度末を目標年度として数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者それぞれが、共同生活援助（グループホーム）など自ら選んだ住まいでの安心して自分らしい暮らしができるよう、地域生活への移行を進めます。

（1）成果目標

目標	目標値	考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	8人	令和4年度末の施設入所者数128人の6%
令和8年度末の施設入所者数の削減数	7人	令和4年度末の施設入所者数128人の5%

（2）福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた取組

施設入所から地域生活への移行を希望する人に対して、住居確保に向けての相談など、関係機関と連携し必要な支援を行います。また、地域生活へ移行した後も生活に必要なサービスを適切に利用できるよう、日中活動の場や共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。

【国の基本指針】

- ・令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

(1) 成果目標

目標	目標値
協議の場の開催	年1回以上
目標設定・評価の実施回数	1回以上

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

保健・医療・福祉関係者による協議の場である地域自立支援協議会において重層的な支援体制の検討を進めます。

【国の基本指針】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

3 地域生活支援の充実

地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に取り組みます。

(1) 成果目標

目標	目標値
居住支援の充実に向けた協議回数	年1回以上
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上

(2) 地域生活支援の充実に向けた取組

居住支援の機能の充実を図るため、年1回以上、運用状況の検証・検討を行うとともに

第3次宍粟市障害者計画

施策体系に基づく取組実績とその課題

(平成30年度～令和5年度)

第3次宍粟市障害者計画施策体系表

▼基本理念

『地域』で共に暮らせるまちづくり

▼基本目標／▼基本施策

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 差別解消へ向けた啓発・教育の推進 | P1 |
| (1)保育所・幼稚園・学校等における人権教育の推進 | |
| (2)職場・地域社会等における障害への理解や啓発の推進 | |
| (3)合理的配慮の浸透に向けた啓発の推進 | |
| 2 社会参加の促進 | P3 |
| (1)地域福祉の担い手の育成とボランティア等との協働の推進 | |
| (2)移動の支援 | |
| (3)就労・就労定着の支援 | |
| 3 地域生活支援の充実 | P6 |
| (1)生活環境の整備 | |
| (2)生活の支援 | |
| (3)権利擁護体制の充実 | |
| 4 保健福祉事業と相談体制の充実 | P9 |
| (1)障害の早期発見と療育体制の強化 | |
| (2)相談体制の充実 | |
| 5 障がいのある人に配慮した防災・防犯体制の整備 | P12 |
| (1)災害情報伝達手段の拡充 | |
| (2)障害の内容や程度に応じた避難所の整備 | |
| (3)緊急時の個別支援体制や市民による共助体制の整備 | |

第3次宍粟市障害者計画

基本理念

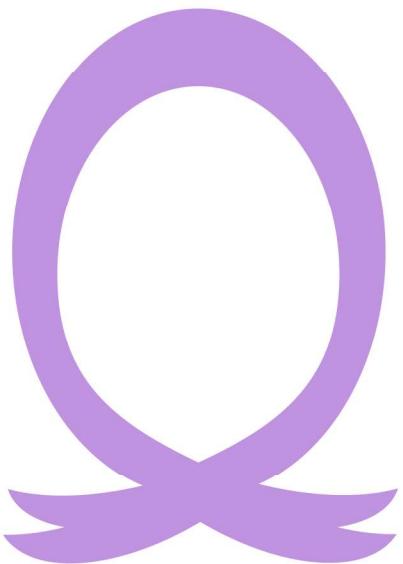
基本目標

『地域』で共に暮らせるまちづくり

2 社会参加の促進

(1) 地域福祉の担い手の育成とボランティア等との協働の推進

基本事業	取組内容／達成度(成果)	未実施事項その理由 ／課題、特記
①地域福祉の担い手の確保・育成と連携の強化 宍粟市社会福祉協議会や宍粟市地域自立支援協議会など地域福祉を進める団体と連携し、民生委員・児童委員をはじめとした地域福祉の担い手の確保とその資質向上に努めるとともに、ボランティア団体等との連携を強め、公私協働による地域福祉を推進します。	<p>自治会との連携のもと、民生委員児童委員の選出確保に努めている。 毎月の民生委員児童委員協議会の定例会に社会福祉協議会担当者の参加を要請するとともに、必要に応じて連合自治会との連絡会を開催し、連携を図っている。</p>	
②障害者福祉に関わる専門職の育成 障がいのある人との交流の場づくりや広報紙などを通じた啓発により、障害者福祉に対する市民の関心を喚起するとともに、ボランティア団体やサービス提供事業者等と連携し、障害者福祉に関わる専門職の育成・確保に努めます。	<p>宍粟市社会福祉協議会、民生委員等との連携 青い鳥・くすの木学級について、ボランティア団体と協力して市内及び市外での講座を実施。コロナ禍でR2年度は中止したが、概ね実施することができた。</p>	参加者の固定化、高齢化が課題である。講座内容について検討する必要がある。
③自主活動の支援 障がいのある人の仲間づくりや交流の機会を提供するため、障害者団体等の活動を広報するなどの支援を行うとともに、スポーツ大会やレクリエーション大会などを通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。	<p>病院ボランティアめいちゃんによる病院玄関での患者さんの介助(フロア案内・車いす介助など) 令和2年度途中から、新型コロナウイルス感染防止のため活動、休止</p>	ボランティア活動者の安全確保
	介護人材確保事業として、奨学金等の返還金に対する補助制度を創設した。あわせて、大学等へ訪問し、制度周知に努めた。	<p>○介護職員の高齢化や若年層の成り手不足による人材不足の解消が課題。今後のニーズが高まると見込まれるサービス確保に向けての検討や関係機関等の連携強化を図る必要がある。 ○提供するサービスの質について、福祉施設間の格差が生じないよう、情報連携やスキルアップの支援が必要</p>
	障がいのある人の社会参加を促進するために、スポーツ施設の使用料を免除したり、パラスポーツの普及を推進する。	
	当事者交流会やパラスポーツによる交流の機会を提供した。	
	スポーツ大会・スポーツ教室の開催、兵庫県のじぎくスポーツ大会に参加	当事者間のイベントだけではなく、市民との交流や上位大会をめざす取組とすることも含めて検討
	イベント開催時に利用者の作品を発表・展示	文化・芸術活動の促進するため、作品等を発表する機会の充実を図る。



令和 3 年度～令和 7 年度
(2021 年度～2025 年度)

第 3 次 宍粟市 DV 防止・被害者支援基本計画

(第 3 次 宍粟市配偶者等からの暴力対策基本計画)

令和 3 年(2021 年)3 月

兵庫県宍粟市



第4章 具体的な施策の展開

基本施策と今後の具体的な取組

基本目標 I

DVを許さない社会づくり

施策目標 1

DVに関する理解を深めるための普及啓発や教育の充実

働く場や地域など、市民が暮らす様々な生活の場で、DVについて正しい知識を深めるとともに、DV防止に向けた啓発の推進や相談窓口の広報・周知を行います。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
①市における普及啓発の推進	◎市ホームページや広報紙、しそうチャンネルなどあらゆる媒体を活用して啓発を充実させ、市民一人ひとりがDV防止に向けての意識を正しく認識できるように継続して啓発活動を実施します。また、自治会等の掲示板に虐待やDV防止のポスターを掲示するなど、幅広い年齢層に啓発ができるよう、これまで実施しなかった方法についても改めて検討し取組を推進します。	社会福祉課 人権推進課
	◎企業なども含めた市民への啓発を広くすすめるため、民間団体と協力しながら、働く場や地域など市民が暮らす様々な生活の場で、DV関連講座やセミナー等を開催し、DV防止のための取組を推進します。	社会福祉課 人権推進課 社会教育文化財課 市民協働課
	◎人権意識の向上を図り、固定的な性別役割分担意識を解消するため、幅広い年齢層を対象に男女共同参画セミナーを開催するとともに、DVに関する正しい認識や理解を深めるための啓発活動を実施します。	社会福祉課 市民協働課 人権推進課 社会教育文化財課
②男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進	◎被害者はもちろん、加害者のための相談体制を整備することで、相談者が問題解決に向けた行動がとれるよう、加害者の更生に関する調査研究や情報収集に努めます。	社会福祉課 人権推進課
	◎男女共同参画の啓発や、DV防止学習を行うアドバイザーの育成に努め、地域や学校におけるDV防止学習の機会や内容の充実を図ります。	社会福祉課 人権推進課

③被害者も加害者もつくらない教育の推進	<p>◎子どもの頃からの暴力を許さない学習が重要であることから、保育所、幼稚園、こども園の乳幼児期から小学校以降の学校教育の各発達段階に応じて、人権尊重や男女平等の意識を育む教育の推進を図るとともに、暴力によらず問題を解決する方法や、自分自身の大切さを自覚し、虐待や暴力行為、いじめ等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を身につけるための学習機会の充実を図ります。</p> <p>また、啓発や教育に携わる教育関係者に対して、DVに関する情報提供や学習の機会の提供を行います。</p>	教育総務課 学校教育課 こども未来課
④デートDV防止対策の強化	<p>◎関係機関等と連携し、高校生等を対象に予防啓発を推進するとともに、より若い世代である中学生や小学生に向け性教育を通した啓発等を検討し、デートDV防止の取組を強化します。また、学校非公式サイト（裏サイト）のネットパトロールをはじめ、学校生活において課題となりうるインターネット上の個人情報流出やネットいじめ、デートDVの早期発見や対策に努めます。</p>	社会福祉課 人権推進課 学校教育課
	<p>◎デートDVに関するポスターを作成し、学校や若者が多く利用するコンビニエンスストア等への掲示を依頼し、“デートDV”という言葉や知識の認知度を高めることでデートDVの未然防止に努めます。</p>	社会福祉課

基本目標 II 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり

施策目標2 相談体制の充実

相談窓口の情報を記載した広報物の作成、配布等により、相談窓口のより一層の周知を行うとともに、被害を発見しやすい立場にある関係機関や関係者に対して相談窓口の周知・情報提供に努めます。

基本施策	具体的な取組内容	関係課
⑤相談窓口の周知	◎市ホームページや広報紙等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。	社会福祉課
	◎相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。	社会福祉課
	◎母子健康手帳の交付時に、DV相談窓口等に関するパンフレットを配布し、相談窓口の啓発を行います。	社会福祉課 保健福祉課
	◎DVに関する情報や相談窓口を掲載したカードを公共機関だけでなく、市内のスーパーマーケットのトイレや医療機関の窓口への設置を依頼し、相談窓口のより一層の周知に努めます。	社会福祉課